

平成 23 年 12 月 8 日

福島県土地家屋調査士会

報 告 書

福島県は、近隣6県(宮城県、山形県、新潟県、群馬県、栃木県、茨城県)と接し、県土面積は北海道・岩手県に次いで全国第3位の広さになります。

県内は西側から南北に「会津」「中通り」「浜通り」の 3 つに区分されます。

「会津地方」は奥羽山脈と越後山脈に挟まれる区域で、戊辰の哀史と磐梯山の景観による観光地。「中通り」は西に奥羽山脈、東に阿武隈高地に挟まれ、そこに阿武隈川が流れ、東北新幹線と東北自動車道が走り、福島・郡山・白河など行政や商業の中心都市が連なっています。そして、標高 400 から 1000m の阿武隈高地を越えた東側には太平洋の渚に沿って細く帯状に続く「浜通り」があります。

この「浜通り」の南端は一時期、石炭産業で栄え、その後、製造業集積地となり、さらに映画「フラガール」でお馴染みのスパリゾートハワイアンズがある「いわき市」、北部は昔を偲ばせる勇壮な歴史絵巻「相馬野馬追」が彩られる「相馬市、南相馬市等の相馬地方」、中部は農漁村地帯であり、70 年代初頭から東京電力の電源地帯となっている「双葉地方」があります。

福島県はかつて「会津」の阿賀川、猪苗代水系が京浜工業地帯への電力供給源でしたが、現在、「双葉地方」は福島第一原発(6 基)、同第二原発(4 基)、広野火力発電所(5 基)が東京電力の重要な電力供給地帯であり、東電管内の電力需要の 3 分の 1 から 4 分の 1 を担ってきました。

福島県内の状況

○ 地震、津波

3 月 11 日の三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の巨大地震は日本列島を揺さぶり、山崩れ、ダムの決壊、崖の地滑り、家屋や石・ブロック塀の倒壊など甚大な被害をもたらしました。

相馬港では 10m を優に超える巨大な津波が襲いかかり、リアス式海岸の入り組んだ港町や漁村の奥深くまで爪痕を残しました。

多くの人々が地震後の津波に呑まれて命を失い、跡には建造物の残骸、流された船舶、自動車などの瓦礫が無残な姿を晒していました。

福島県の地震、津波の被害は 11 月 12 日現在、死者 1,885 人、行方不明者 223 人、住宅の被害 206,745 棟に及んでおりますが、震災当初から福島県内での人命救助や被害状況などについては、原発事故に隠れてほとんど報道されない状態が続いておりました。

その後、東京電力福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内に当る警戒区域では、長いこと津波による行方不明者の捜索活動をすることができず、沿岸部での行方不明者の捜索は、地震から約 8 ヶ月過ぎた 11 月初旬から始められました。

通常の海中捜査は潜水士による海中操作が行われますが、原発事故により海底の放射線量が高く潜水士が潜ることができないため、水中カメラを搭載した潜水ロボットを使用して、水中カメラで海中の様子を撮影した映像を地上のモニターで確認する方法での捜索が行われました。

3 月 11 日の震災時点での早い捜索ならば、助かった命があったのではなかったかと思いますと、やりきれない思いがします。

○ 原発事故

福島第一原発の 1 号機は 1971 年営業運転を開始したとのことで、耐用年数 40 年ギリギリの老朽炉であり、操業以来、ほぼ 2 年間隔で 2~6 号機が増設されてきました。

大震災発生時、第一原発の 1~3 号機は運転中で、4~6 号機は定期点検中だったとのことで、地震により送電塔や送電線が倒壊しました。結果外部電源が途絶し、緊急炉心冷却装置の配管など原子炉関係機器が破損されました。その後の津波により非常用発電機が動かなくなり、最終的に全交流電源喪失・冷却用システム停止という事態になったとのことです。

冷却用システム停止の結果、1 号機は 11 日午後 8 時メルトダウン、12 日午後 3 時水素爆発、2 号機は 14 日午後 11 時メルトダウン、15 日午前 6 時水素爆発、3 号機は 14 日午前 11 時水素爆発、14 日午後 10 時メルトダウン、停止中の 4 号機も 15 日早朝、水素爆発を起こしたのですが、8 ヶ月過ぎた現在でも原子炉内の状態把握は依然できていない状態です。

○ 放射能汚染と除染

原発事故は近県を始めとして日本全国の各地に甚大な影響を与えておりますが、新聞報道(文部科学省 11 月 11 日公表)によれば、放射性物質は主に 3 つのルートで拡散したとのことです。

一つ目は原発から一旦北西方向に流れた後、福島県北部の山地で南西方向に向きを変え、群馬、長野両県境の山地周辺まで到達したルート、二つ目、三つ目は太平洋側に抜けてから北側と南側に別れて、再び陸地側に流れを変えてそれぞれ岩手、宮城両県と茨城、千葉両県境の周辺まで到達したルートとのことであります。

国は事故発生当日の 3 月 11 日、原発から半径 2km、後 3km 圏内を避難区域、半径 3km~10km 圏内を屋内退避区域としました。当初は充分な余裕を持って設定してあるとの発表でしたが、翌 12 日には 10km 圏内、同日夜には避難区域を 20km 圏内に拡大しました。15 日からは 20~30km 圏内を屋内避難区域としていましたが、事故が長期に渡ることを受け、25 日には同地域に自主避難を要請しました。

4月22日、災害対策基本法に基づき半径20km圏内を警戒区域として一般人の立ち入りを禁止し、20kmから30km圏内を計画的避難区域と緊急時避難準備区域に分けました。

しかし、高濃度の放射性物質汚染区域は同心円の避難区域を越えて気象や地形により北西方向にまだらに拡散しているのが分かったため、原発から30km圏外の飯舘村でも、震災後暫くしてから村全体が高線量であることがわかり、当初は避難の必要性を否定していた政府も、4月には政府指定の計画的避難区域と指定し、5月末を目標に全村民避難を求めました。

その後も、震災から3ヵ月後の6月には、原発事故で避難指示が出ていない地域のうち、放射線量が震災後1年の年間推定積算放射線量が20ミリシーベルトを超える恐れのある地点について、新たに「特定避難勧奨地点」を指定しました。これには南相馬市や伊達市のお部が該当し、一戸ごとの調査を行い、ピンポイントで指定される特定避難推奨地点は、避難するかしないか等、戸別の判断ができる自由さが評価された一方で、隣接家屋でも補償のあるなしに変わってくる関係で、地区単位での指定を訴える市民もおりました。

その後、平成23年9月30日、原発の原子炉が安定して冷却できるようになってきたという見解の下、国は緊急時避難準備区域の指定の解除を決定しました。

この準備区域とは緊急時に屋内退避や圏外退避ができるよう準備が必要な区域ということで、日常生活は可能だが、妊婦や子供、要介護者らは立ち入らないよう求められておりました。

準備区域の市町村は南相馬市、田村市、楢葉町、広野町、川内村で、原発事故前には約5万9千人が住んでおりました。住民の帰宅目標は最も早い田村市、川内村が平成24年3月までにとのことですですが、幼い子供を持つ母親達を中心に、放射能汚染への不安は大きく、また、帰還しても働く場があるのか等の心配が尽きません。住民が故郷に帰還して復旧復興に向け踏み出すには、第一に徹底した除染が必要となります。

避難等の指示が出されていない郡山市、福島市などはいち早く、7月初旬ごろから比較的高い線量が検出された地区的通学路や側溝などを対象として除染作業を行い、順次、保育所、幼稚園、小・中学校等の校庭、広場等の表土十数cmを剥ぎ取り除去してきました。

また、県では「正しい除染の知識」習得のため、民間業者や一般の志望者らを対象とした、除染業務講習会を10月4日にスタートさせ、屋根や雨どいなどを環境に優しい洗剤を使用した高圧洗浄機で洗う試みがされています。さらに、大学や研究機関等の協力を得て実証実験が進められており、一刻も早い開発が待たれます。

しかし、除染作業は除去した放射性物質を含む土壤等の仮置場が決まらないと、今後進まなくなるという大きな課題が残っており、可能であれば、放射性物質を消滅させてほしいと思う次第です。

○ 県民の健康管理のための取組

県は、比較的高い線量が検出された市町村の子供の安全・安心の確保のため、子供たちに外部被ばく量を測定する個人積算線量計(ガラスバッジ)を配布しました。さらに、体内の放射性物質量を測定する機器「ホールボディーカウンター」(車載型)を導入し、子供と妊娠中の方を優先に検査をして、一人一人の内部被ばく量を測定することで、県民の不安の軽減を図ることとしております。

また、全県民を対象として、放射線の影響による不安の解消や、将来にわたる県民の健康管理を目的に、「県民健康管理調査」を実施しております。この調査は3月11日の震災以降7月11日までに、いつ、どこにいたかの行動記録から被ばく線量を推定し、今後の健康管理のための資料とするものです。

○ 避難者の状況

震災と原発事故に伴う避難者は、10月20日現在、県内では約29,600人が仮設住宅、約62,500人が民間の借上げ住宅で暮らしており、県外へは約58,000人(自主避難を含む)と合わせると約15万人となり現在も増加しています。

また、県外の避難先は日本全国に及んでおり、山形県、東京都、新潟県、埼玉県に特に多く避難されております。

福島大災害復興研究所の調査では、原発施設に近い沿岸部の市町村から避難した34歳以下の若い世帯の52.3%が事故前に住んでいた場所に戻る気はないと考えているようで、理由として「除染が困難」「国の安全宣言レベルが信用できない」「原発事故の収束に期待できない」などの意見が多かったとのことです。

本会におきましても、自主避難として、廃業、あるいは異動して家族で他県に移られた会員も、11月末の時点で数名おります。

○ 福島県の農作物

コメの検査方法は二段階のサンプリング検査として、まず収穫前に予備調査を行い、玄米1kgあたり200ベクレルを超えた地域ではその後の本調査でサンプル数を増やして重点的にチェックして、本調査で基準値超えが確認されれば旧市町村単位で出荷停止を指示し、全量廃棄処分とすることとした。

しかし、残念ながら福島市及び伊達市(中通りの県北地区)内の比較的高い線量が検出された地区の一部のコメから、11月下旬に基準値超の放射性セシウムが検出され、コメの安全の信頼性が揺らぐ事態に陥りました。

このため、県では特定避難勧奨地点や同地点に隣接する地域、線量が比較的高い地域などから生産されたコメの全戸検査を実施するなど信頼回復に努めております。

今後は、土壤対策とともに、消費者と生産者の安全・安心のため、生産された全作物の放射性物質の徹底した検査が必要であり、そのための機材の確保が急務と考えます。

また、放射性物質の影響がない会津産のコメや作物への風評被害が広がらないよう願っておりま

○ 福島県の路線価

国税庁は11月1日、相続税や贈与税の算定基準となる路線価を東日本大震災や原発事故による地価の下落を反映させるため調整率を公表しました。福島県内では全域で0.3～0.95となり、調整率を掛けた路線価が下落、津波被害の大きい沿岸部では最大7割減となりました。さらに、原発周辺地域は評価が困難として調整率ゼロとされました。

このため、原発施設から10～40km圏内の南相馬市の市民が銀行に融資の申し込みをしたところ、土地等の担保価値がないとのことで断られたという事例も出てきました。

○ 福島県内の変化

3月11日の地震による大津波、原発事故により福島県は様相が一変しました。

1. 原発周辺の8町村と計画的避難区域の飯舘村の9つの役場機能は他の市町村に移動し、地区住民は県内外の各地に分散して避難しており、地元に残っているのは食物を与えられないで野生化或は餓死しそうな犬、猫などのペット、又は、牛、豚などの家畜だけです。耕作できない田、畠そして宅地などの周辺一体は雑草が覆い茂り無残な状態です。
2. 福島県内23ヶ所には避難者のためのマッチ箱のような同じ仮設住宅が立ち並び、そこには3万人が暮らしている異様な状態です。
3. 福島市などの「中通り」のホテル、旅館では浜通りでの復旧作業員、研究者の宿泊所と化し、現在でも満室状態が続いておりますが、県内の観光施設とくに放射能汚染の影響がほとんどない会津地方は風評被害で閑散としております。
4. 「中通り」の北部の伊達市などは例年秋の季節には名産「あんぽ柿」(干し柿)作りが盛んで渋柿を収穫して、皮を剥いて各家庭の軒先に暖簾のように干す姿が見られます。しかし、今年は放射能物質が干すことにより濃縮されるということで「あんぽ柿」作りを自粛しているため、柿木に収穫されない柿がさみしく残っている状態です。今年はとくに柿の当り年のようにたわわに実っています。

5. 毎日、テレビ・ラジオではその日測定した主要定点12ヶ所の放射線量の情報を朝夕の天気予報と同じように放送し、新聞では更に詳しく県内120ヶ所で計測した線量結果を掲載し県民に情報を提供しております。

このように、原発事故により浜通り地区のみならず、福島県民の生活は大きく変わり、何年掛かる

かわからない、困難で重たい課題を背負いました。

福島会の状況

○ 福島会のあの時

3月11日、事務局は翌12日に実施する研修会に向けて研修資料等の準備をしておりました。

2時46分に地震が起り、事務室の机、棚の上の書類は落下し、2段重ねの書棚が大きく揺れてせり出し、辛うじて落下は免れましたが、事務職員は会館の外に避難しました。

冷たい風が吹き、雪のちらつく中続く大きく長い余震が収まるのを待って会館へ戻り、簡単な片付けをしました。その後、揺れは大きかったものの、福島市内は余り被害がありませんでしたので、予定どおり翌日の研修会開催のため、会場の郡山市磐梯熱海町に向かう準備をしておりました。

その時、日調連から現地災害対策本部の設置、会員の安否確認の指示があり、ことの重大さを気づかされました。

しかし、その際も東京電力福島第一原子力発電所事故に関する情報は少なく、テレビで得るだけで、正確に何が起こっているのか理解できませんでした。

会員の安否、被害状況の確認の際も、地震の影響だけで電話、ファックス、携帯電話がつながりにくくなっているものと思い、なぜ、会員とすぐに連絡がとれないのか分かりませんでした。

その後の新聞報道で、11日の夜には東電と災害協定を結んでいた原発立地町では役場駐車場に隣県のバス会社からバス60～70台と自衛隊の車両が到着していて、住民の避難準備が進められていたことがわかりました。しかし、協定を結んでいなかった周辺市町村には詳細な情報が伝えられず混乱、苦悩していたとのことです。

本会会員もまた、避難先を親戚、避難所、旅館など、何度も移動を余儀なくされ、7、8回避難所を移動した会員もあり、なかなか連絡が取れなかつたようです。

そして、会員全員の安否を確認できましたのは19日後の3月30日でした。

その後も、テレビ、新聞の原発事故の緊迫した報道に恐怖をおぼえつつも、年度初めの会務の忙しさに気を紛らわせるようにして過ごしてきました。

最近の原発事故の収束に向けた取組について、県内でのテレビ、新聞での報道は少なくなっていますが、原子炉内の状態把握は依然不十分であるものの、収束に向けたステップ2である放射性物質の放出抑制などを目的とした現場作業はほぼ終了したとのことです。

会員は不安を抱えつつも、平常時の生活に戻りつつあり、避難していた会員も近隣の市町村に仮自宅、事務所を確保し業務を再開した者もおります。しかし、仕事を再開した会員も、殆どの者は受託件数が激減したとのことで(平均30～80%)来年以降の見通しが立てられず、会員の今後の生活に

も多大な影響をきたすことが危惧されます。また、避難していて業務の再開の見通しが立たない会員、家族(妻や子)が他県に避難して単身赴任状態になっている会員、避難していなくとも家族間で放射能汚染についての考え方の相違している会員などの心理的不安などの精神面、経済面への対応に苦慮している状態です。

福島における避難者の大多数は原発事故によるものであり、福島会の会員も3月末時点で約70名、現時点で20名の会員が避難しており、20名の内14名はいまだ県外に避難しております、帰宅の目処は立っていない状態です。

○ 福島会の取り組み

1. 震災当時から継続して無料相談会などを他士業とともに実施しましたが、県民は放射線量への対応のため、登記に関する相談どころではないようで、相談件数は多くありませんでした。
2. 放射線測定器は5月頃、品不足で高価でしたが、義捐金で購入させていただき、貸出用として各支部に配布しました。会員はこの測定器を使い、事務所や自宅或は周辺を計測して高い所、比較的低い所などを確認しております。最近は線量に余り変化がなく、利用する機会はやや減ったようです。
3. 原発事故の影響により会員の受託事件数の減少に伴う補助として会費の減免を行ないました。

- ① 全会員(293名)に対し定額会費一律5万円の減額
- ② 避難会員、事務所・自宅の全・半壊会員(56名)の定額会費免除
- ③ 全会員の特別会費(受託件数1件当たり300円)免除

○ 公嘱協会の取り組み

1. 東日本大震災による膨大な数にのぼる倒壊、流失、焼失建物の滅失登記を先の震災、阪神・淡路大震災同様、不動産登記法第28条に基づき職権による滅失登記の調査を平成23年8月12日福島地方法務局から受託し作業中です。
2. 東日本大震災による地殻変動で、2004年発生した新潟県中越地震(M=6.8)の際のように地殻変動が一様でなく、座標補正パラメータの手法が使えない地域の調査のため、土地の境界等の被災状況実態調査を平成23年11月16日福島地方法務局から受託し作業中です。

○ 日調連災害基金及び義捐金の使途

1. 日調連災害基金
 - ① 一時避難者(1ヶ月以内)に対する見舞金10名に対し、金30万円
 - ② 長期避難者(1ヶ月以上)に対する見舞金、16名に対し、金50万円

③ 事務所・自宅の全壊者に対する見舞金、8名に対し、金100万円

④ 事務所・自宅の半壊者に対する見舞金、22名に対し、金50万円

2. 義捐金

① 被災会員への支援物資の購入、配付

② 避難見舞金 29名に対し 金10万円

③ 事務所・自宅の損壊(災害基金の規定に該当しない破損を3段階に区分)に対し、

延べ59名 5万円～30万円

④ 放射線測定機器の購入 5台

○ 福島会の会館の被害

会館の損傷は壁の亀裂約 10ヶ所、シャッターの作動装置 1ヶ所、備品についてはパソコンのバックアップ用の機器の故障、2段重ねの書庫の破損などの軽微な損傷で済みました。

○会員の当時の状況

・ すごい揺れで建物の軒下に身を寄せた。土手側の石垣が揺れて上段の石垣が何 cm かずれて来た。また、物置の脇の石垣は半分くらい崩れた。道路ひび割れ。(福島支部会員)

・ 鉄筋鉄骨コンクリート造 9階建ての 1階にいて、コンクリートの碎ける音、本棚の倒れる音、ガラスの割れる音など恐ろしい音だった。コンピューター作動せず、停電、断水となった。マンションが全壊。(郡山支部会員)

・ 車の中にいて、道路は波打ち、車は動かすことは不可能。道路わきにあったお店の看板が倒れると思った。ガラスは割れ、信号は消え、これはまずいと思い、急いで自宅に戻った。途中の道路の混雑はなかったが、波打っていた。(会津支部会員)

・ 停電は当日夜に復旧。約 10 日間断水。道路はひび割れ、陥没、隆起等があったが大規模な破損はなかった。ガソリン、灯油等の燃料が不足して大変困った。(白河支部会員)

・ 長い横揺れが収まり、道路に出たが静かで誰もいらず不気味だった。近くの高齢住宅に行き声を掛け無事であるのを確認した。(いわき支部会員)

・ 停電 3 日間、断水はしなかったが、ヨウ素、セシウム検出のため飲料水として使用できない状態が続き、飲料水の配布となった。(相双支部会員)

福島県はこのような状態ですが、それでも県民はふるさとの大地を取り戻すため、一步一歩進まるをえない状態です。当会に於きましても、職能を生かし福島県民と共に復興に向け努力していくと思っております。

最後になりましたが、「会員からの感謝のことば」を記載し、これまでのご支援に対しましての御礼とさせていただきます。

会員からの感謝のことば

1. 全国からご支援をいただきまして、ありがとうございました。みなさまのご支援に支えられ、何度も倒れそうになりましたが再生できました。又、今日の安らぎを得ました。原発事故には私たちの人生を狂わされました、今後長い時間がかかると思いましたが修正していきたいと思います。(原発施設から 20 km圏内に在住していた会員)
2. 本来ならば、皆様のご支援に対し、「ありがとうございます。助かります。」と直ぐに御礼の言葉をお伝えしなければならなかったとは今でも思います。しかしながら、あのときの心境は、「この先は…」の気持ちの方が強く、「先が見えない。前に向けてどう行動すれば…」という自分たちの置かれた状態の「不自然さ」が重く圧し掛かり、固まってしまっていたのが本音です。全国のご支援してくださった皆様、御礼の挨拶が遅れたことをご容赦ください。お蔭様で、海に向かっての朝夕のウォーキングも再開しました。ほんとうにありがとうございました。(原発施設から 30 km圏内に在住する会員)
3. 本当にありがとうございます。又日調連の災害に対する対策がこれほどのもの(しっかりとっている)とは正直わかりませんでした。この度改めて知ることができ感謝しております。(原発施設から 65 km圏内に在住していた会員)
4. 全国の土地家屋調査士の皆様から多額の義援金を頂き誠に感謝に堪えません。自宅の再建築の費用に使わせていただきます。毎日のように続く余震や福島第一原発事故の問題が続いているが、家族と共に支えあい頑張りたいと思います。有難うございました。(原発施設から 65 km圏内に在住していた会員)
5. 遠方にも係らず支援物資をお届け頂き感謝しております。給油不能、食糧不足、電気給水停止の中での食料、物資の現物補給には感謝に耐えません。ご同輩の気配りに連帯感に心強さが、特に感じられました。(原発施設から 65 km圏内に在住していた会員)